

関東学院大学文学部履修規程

(平成13年9月20日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学学則（以下「学則」という。）に基づき、文学部における履修に関し、必要な事項を定める。

2 本学部における学修については、学則によるほか入学年度の履修規程によることを原則とする。
(授業科目の区分)

第2条 授業科目は、共通科目及び専門科目で構成する。

2 共通科目は、キリスト教関連科目・教養科目・情報科目・保健体育科目・外国語科目・海外語学研修科目・英語検定科目・地域志向科目・インターンシップ研修科目に区分する。

第3条 授業科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に区別し、その用語の意義はそれぞれ次の各号の定めるところによる。

- (1) 必修科目 卒業要件として必ず履修のうえ修得しなければならない科目をいう。
- (2) 選択必修科目 指定された授業科目の中から選択のうえ履修し、修得しなければならない科目をいう。
- (3) 選択科目 任意に選択のうえ履修し、修得した単位は卒業要件に算入できる科目をいう。
- (4) 自由科目 成績評価・単位の認定は行いが、卒業要件には算入できない科目をいう。

(単位制度)

第4条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

3 授業科目に対する単位数及び必修・選択必修・選択の区別は、授業科目配当表に定めるところによる。

(注) 授業時間は、90分をもって「2時間」とみなし、100分14週の授業をもって30時間とみなす。

(履修登録)

第5条 学生は、その年度の春学期及び秋学期に履修しようとするすべての授業科目を所定の期日までに履修登録しなければならない。ただし、秋学期はじめには、履修登録科目の修正を認める。

2 2011年度の入学生より、春学期及び秋学期の定められた期間に履修登録科目の取消しを申請することができる。なお、履修取消しをした科目の代わりに新たに科目を履修することはできない。

3 所定の履修登録期日以降は、原則として履修登録を認めない。ただし、登録遅延の理由について、学部長が止むを得ない事情があると認めた場合に限り、履修登録を認めることがある。

4 前項ただし書きの場合でも、春学期及び秋学期の全授業期間の3分の1を経過したときは認めることができない。なお、通年科目は当該年度の全授業期間の3分の1とする。

(履修登録単位数の上限)

第6条 各年次において各セメスターに履修できる単位数は、次の通りとする。

年次	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
セメスター	第1セメスター	第2セメスター	第3セメスター	第4セメスター	第5セメスター	第6セメスター	第7セメスター	第8セメスター
上限単位数	20	20	20	20	22	22	22	22

2 第4年次生は、履修登録に際し、以下の各号の何れかに該当する場合には、履修登録単位数の上限を超えて第7セメスター及び第8セメスターに各6単位まで履修登録できる。

- (1) 履修登録単位数の上限までを履修し、なお卒業に必要な総修得単位数に達しない場合。
- (2) 国家試験受験資格の取得に必要な単位数に達しない場合。

3 諸課程（教職・司書・司書教諭・学芸員・日本語教員養成）で開講される科目の単位は、この履修登録単位数の上限には算入しない。なお、教職・司書の各課程の資格取得を目的として履修する

学科開講科目の6群の単位については、この履修登録単位数の上限には算入しないものとする。

(履修未登録科目の無効)

第7条 履修登録していない授業科目は、受講して試験を受けても無効である。

(履修登録後の科目登録変更)

第8条 履修登録は、各学期の所定期日以後の追加又は変更は、原則として認めない。

(クラス指定科目の履修)

第9条 クラス指定のある授業科目は、指定クラス以外で履修することは、原則として認めない。

(履修登録の配当セメスター制限)

第10条 上級セメスターに配当されている授業科目を、下級セメスターの学生が履修することはできない。

(重複登録の禁止)

第11条 同一講時に、2科目以上の授業科目を登録した場合は、それらの科目は、履修登録を無効とする。

(授業科目の受講定員)

第12条 指定した授業科目に限り、受講定員を設ける場合がある。この場合には、履修登録以前の所定の日時に予備登録をしなければならない。

(単位の認定)

第13条 履修登録科目の単位認定は、試験又はレポートによって行う。

(1) 試験については、別に定める試験規程による。ただし、実習及び実技については、平素の実習及び実技の状況を考慮して認定することがある。

(2) 修得した単位の取り消しは認めない。

(3) 成績表は、春学期及び秋学期のはじめに配付する。

(GPAの算出)

第13条の2 2011年度の入学生より、GPAは、成績評価のうち「秀」を4、「優」を3、「良」を2、「可」を1、「不可」を0に換算した数値をそれぞれの評価点とし、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た数値の合計を履修登録科目の総単位数で除して算出する。

2 前項の算出には、成績評価が「認」、「合」の科目、諸課程開講科目及び第5条第2項に該当する科目の単位数は含まない。

(成績の評価)

第14条 成績は、秀・優・良・可・不可であらわし、可以上を合格として単位の修得を認め、不可は認めない。

(成績に関する質問)

第15条 成績評価の記載事項に疑義のある場合は、成績表配付の日(履修指導の日)から14日以内に速やかに教務課へ申し出るものとする。

(キリスト教関連科目の履修)

第16条 キリスト教関連科目は、各学科とも1科目2単位を選択必修科目とする。

(教養科目・情報科目・保健体育科目の履修)

第17条 教養科目・情報科目・保健体育科目は、各学科の定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

(外国語科目の履修)

第18条 外国語科目については、各学科の定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

(専門科目の履修)

第19条 専門科目については、各学科の定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

(学科開放科目の履修)

第20条 各学科専門科目のうち『学科開放科目』の表示のある科目の単位を修得した場合は、『自主選択学修』の単位として取り扱う。

(副専攻制度の履修)

第20条の2 本学部学生は、本学部他学科及び他学部が設置する副専攻制度に設けられている授業科目を履修することができる。修得した科目の単位は、『自主選択学修』の単位として取扱う。

(自主選択学修の単位)

第21条 授業科目の区分別修得単位数のほかに、卒業要件として認める自主選択学修の単位数を設

定する。

2 自主選択学修の単位数及び対象となる授業科目については別に定める。なお、授業科目の区分の枠にとらわれずに自主的に選択履修した科目は、自主選択学修の単位数に含める。

(他学部での履修)

第22条 他学部で修得した科目の単位は、指定されている科目に限り、卒業資格に必要な単位として認める。

2 指定されていない他学部科目を履修する場合は、所定の他学部受講願を、教務課に提出し、許可を得なければならない。

(海外語学研修の単位認定)

第23条 国際感覚の涵養と語学力の一層の向上を目的として、本学の国際センターが主催する語学研修を修了した者に対して、在学中1言語につき1語学研修のみ単位を認定する。

2 前項の単位は、当該学期の履修登録制限単位数に算入しない。

3 単位認定の手続きは、語学研修終了後、本人が指定期間内に次の各号の書類を教務課に提出して申請するものとする。

(1) 海外語学演習単位認定申請書

(2) 各語学研修先が発行する修了証明書又はそれに準ずるものの写し

(インターンシップの単位認定)

第24条 本学部が認めるインターンシップについてのみ単位として認定することができる。

2 前項の単位は、当該学期の履修登録制限単位数に算入しない。

(留学により修得した単位の認定)

第25条 別に定める「学生の外国留学に関する規程」に基づき、留学により修得した単位は、本学部の単位として認定することがある。

(大学院の科目の履修と単位の認定)

第26条 学部と大学院の連携を深めるため、大学院文学研究科博士前期課程設置科目の履修をすることができる。大学院特別履修生として、大学院で認定された単位については、学部各学科の修得単位として認定することができる。

(本学と単位互換協定を結んだ他大学における修得単位の認定)

第27条 本学と単位互換協定を結んだ他大学で単位互換履修生又は単位互換特別履修生として修得した単位については、別に定める申し合わせに基づいて行う。

(新入生の既修得単位の認定)

第28条 大学又は短期大学を、卒業又は中途退学し、新たに本学部の第1年次に入学した学生の既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、30単位までを本学部の単位として認定することがある。

2 本学と教育交流を行う高等学校の生徒が、本学特別履修生として修得した科目については、単位を認定することがある。

3 認定を希望する場合は、入学年度の履修登録提出日までに教務課に申し出なければならない。

(他大学における修得単位の認定)

第29条 本規程第25条、第26条、第27条、第28条に規定した制度によって修得した単位は、60単位を限度に本学部において修得したものとみなして、単位認定することができる。

(他学部での履修)

第30条 他大学における各年次各学期別の単位の履修は、第6条に定める履修登録単位数の上限を超えないものとする。

(転部・転科・再入学・復学者の履修)

第31条 転部・転科、または再入学者の場合の履修については、原則として、転入、再入学年次の履修規程を適用する。

2 休学者が復学する場合の履修については、原則として、入学時の履修規程を適用する。

(編入学生の履修)

第32条 編入学生の履修については、編入学年次の履修規程によるものとする。

(編入学生の既修得単位の認定)

第33条 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、別に定める規程に基づいて本学部の単位として認定する。

(第2年次末の必要修得単位)

第34条 第2年次から第3年次に進級するための要件は、第2年次までの修得単位数の合計が40

単位以上とする。ただし、諸課程（教職・司書・司書教諭・学芸員・日本語教員養成）及び自由科目の単位は、これに算入することができない。

（ゼミナールの履修）

第35条 ゼミナールは、あらかじめ行われる履修予備登録において担当教員の承認を得た者が、履修登録をすることができる。ただし、専門ゼミナール、卒論ゼミナールは原則として同一担当教員のもとで、継続して履修するものとする。

2 転部・転科生、編入生については、履修登録に先立って担当教員の承認を得るものとする。

（卒業見込証明書の発行）

第36条 第6 Semester末における修得単位数と第7 Semester及び第8 Semester履修登録単位数の上限の合計が卒業資格単位数を満たしている者には、卒業見込証明書を発行する。

（卒業の要件）

第37条 卒業に必要な総修得単位数は、授業科目の区分ごとに定める最低履修単位数を満たし124単位を修得した者に卒業資格を与える。

（規程の改廃）

第38条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

1. この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成14年10月24日に改正し、平成14年4月1日に遡り施行する。

附 則

1. この規程は、平成15年3月20日に改正し、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成16年1月8日に改正し、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月3日に改正し、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年9月22日から改正施行する。ただし、第26条の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年2月16日に改正し、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年3月15日に改正し、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月13日に改正し、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年2月1日に改正し、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年2月16日に改正し、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年2月13日に改正し、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年3月5日から改正施行する。

附 則

この規程は、2015年5月21日から改正施行し、改正後の規定は2015年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2016年3月7日に改正し、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2017年3月9日に改正し、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年3月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、2021年3月5日に改正し、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年7月5日から改正施行する。